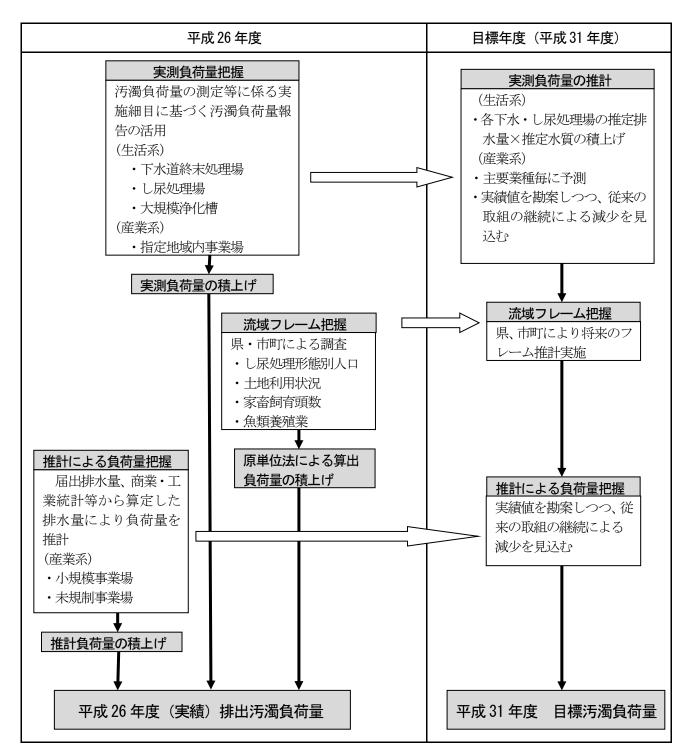
### 汚濁負荷量の算出方法等について

#### 1 汚濁負荷量の算出

#### (1) 汚濁負荷量の算出に当たっての基本的な考え方

本県から東京湾へ流入する汚濁負荷量には、流域の21市町の区域における生活排水や工場・事業場等の生産活動に伴い排出される産業排水、水田・畑地等の土地由来のその他系がある。流域内から発生する化学的酸素要求量(COD)、全窒素、全りんの負荷量は、指定地域内事業場の実測負荷量や流域のフレームをもとにした原単位法等により、平成26年度の汚濁負荷量の実績及び目標年度である平成31年度の汚濁負荷量を算定している。



# (2) 負荷量算出方法

# (2-1) 平成26年度の負荷量算出方法

		平成 26 年度の負荷量算出方法				
	下水道(生活系)	・下水道利用人口は、市町のフレーム調査による ・各下水処理場の汚濁負荷量(実績排水量×実績水質)の積上げによる ・各下水道処理場の総排水量に対する生活系排水の比率を乗じ算出				
	し尿処理場	・し尿処理人口は、市町のフレーム調査による ・各し尿処理施設の汚濁負荷量の積上げ				
生活	合併浄化槽 単独浄化槽 (201 人以上の点源浄化槽)	・浄化槽人口は、市町のフレーム調査による ・汚濁負荷量の実測値を基本とする ・実測値のない浄化槽については、面源浄化槽とし、市町のフレーム調 査から点源浄化槽人口(推計)を除いた人口により、発生原単位と浄 化槽処理人槽規模別の除去率から算出				
系	合併浄化槽 単独浄化槽 (201 人以下の面源浄化槽)	・浄化槽人口は、市町のフレーム調査による ・発生原単位と浄化槽処理人槽規模別の除去率及び利用人口から算出				
	雑排水	・雑排水人口は、市町のフレーム調査による ・雑排水発生原単位と除去率(雑排水対策実施率により算定)から算出				
	その他(農地還元等)	<ul><li>・雑排水のみ排出負荷を算出</li><li>・農地還元したし尿は、その他土地系からの排出に含まれているものとする。</li></ul>				
産	下水道(産業系)	・各下水処理場の汚濁負荷量の積上げによる ・各下水道処理場の総排水量に対する産業系排水の比率を乗じ算出				
業	指定地域内事業場	・指定地域内事業場の実測汚濁負荷量の積上げによる				
系	小規模・未規制事業場 (産業系下水道分を除く)	<ul><li>・排水量は小規模事業場は届出値、未規制事業場は商業・工業統計等を用いて算出</li><li>・排水水質は、設定水質を使用</li><li>・負荷量は各業種分類毎の(排水水質×排水量)から算出</li></ul>				
そ	家 畜(牛、馬、豚)	・家畜頭数は、市町のフレーム調査による ・家畜頭数、発生原単位と糞尿処理方法別の除去率(処理方法別推定飼育頭数から算定)から算出				
の他	土地系 (山林、水田、畑・果樹園、 その他土地)	・地目別面積は、市町のフレーム調査による ・面積と地目別排出原単位から算出				
系	廃棄物処分場 (一般廃棄物、産業廃棄物)	・各処分場の実測負荷量(実績排水量×実績水質)の積上げによる				
	魚類養殖	・収獲量、投餌量、飼料中の窒素・りん含有量から算出				

# (2-2)目標年度(平成31年度)の負荷量算定方法

		目標年度の負荷量算定方法					
	下水道(生活系)	・目標年度の下水道利用人口は、市町の推計による ・各下水処理場の推定排水量×推定水質の積上げ					
	し尿処理場	・目標年度のし尿処理人口は、市町の推計による ・各し尿処理施設の推定排水量×推定水質の積上げ					
生	合併浄化槽 単独浄化槽 (201 人以上の点源浄化槽)	・将来の浄化槽人口は、市町の推計による ・排出原単位と推定人口から算出					
活	合併浄化槽 単独浄化槽 (201 人以下の面源浄化槽)	・将来の浄化槽人口は、市町の推計による ・排出原単位と推定人口から算出 ・窒素については高度処理型の普及による削減を見込む					
系	雑排水	・雑排水人口は、市町の推計による ・発生原単位と除去率(雑排水対策の普及による改善を見込む)から 算出					
	その他(農地還元等)	・雑排水のみ排出負荷を算出 ・農地還元したし尿は、その他土地系からの排出に含まれているものと する。					
産	下水道(産業系)	・各処理場の推定積み上げにより算出 (実績値を勘案しつつ、新たな施設計画、維持管理の徹底、水質の実態 等を見込んで設定)					
業	指定地域内事業場	・業種毎の実測汚濁負荷量(過去 10 年分)の傾向から推定 (規制値が今後も変化ないことを想定)					
系	小規模・未規制事業場 (産業系下水道分を除く)	・実績汚濁負荷量(過去 10 年分)の傾向から推定					
そ	家 畜(牛、馬、豚)	・将来の家畜頭数は、実績(過去 10 年分)から推計 ・発生原単位と除去率(処理方法別推定飼育頭数による改善を見込む) から算出					
の他	土地系 (山林、水田、畑・果樹園、 その他土地)	<ul><li>・将来の地目別面積は、市町の推計による</li><li>・地目別排出原単位と推定面積から算出</li></ul>					
系	廃棄物処分場 (一般廃棄物、産業廃棄物)	・各処分場の推定負荷量の積上げによる					
	魚類養殖	・推計収獲量、投餌量、飼料中の窒素・りん含有量等から算出					

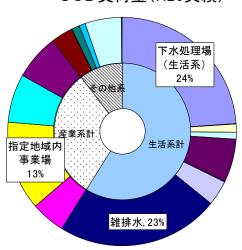
## (3) フレーム及び汚濁負荷量算定結果

			フレーム			COD負荷量(kg/日)			T-N負荷量(kg/日)			T-P負荷量(kg/日)			
			単位	H26 (実績)	H31 (目標値)	H31/H26	H26 (実績)	H31 (目標値)	H31/H26	H26 (実績)	H31 (目標値)	H31/H26	H26 (実績)	H31 (目標値)	H31/H26
	下水処	下水処理場(生活系)		2,813.1	3,050.5	1.08	7,520.0	8,082.8	1.07	10,440.6	10,989.3	1.05	572.7	599.1	1.05
	し尿処理場(し尿)(A)		千人	65.7	50.7	0.77	18.5	16.3	0.88	13.9	10.9	0.78	0.2	0.2	1.00
生		併 501人以上	千人	100.8	77.6	0.77	363.7	279.4	0.77	375.8	287.1	0.76	45.4	31.0	0.68
	净化槽	201~500人	千人	55.1	40.7	0.74	307.7	227.9	0.74	339.5	252.3	0.74	34.7	24.4	0.70
	200人以下の合併浄化槽		千人	346.6	276.6	0.80	1,929.5	1,548.9	0.80	2,495.5	1,991.5	0.80	243.3	193.6	0.80
活	単 浄(	独 501人以上(B)	千人	3.3	2.8	0.85	10.0	8.4	0.84	13.4	11.5	0.86	1.7	1.4	0.82
系	(L		千人	4.1	3.9	0.95	14.1	13.3	0.94	25.8	24.6	0.95	2.7	2.7	1.00
	200人以	以下の単独浄化槽(し尿)(D)	千人	337.8	247.6	0.73	1,125.9	817.1	0.73	2,128.1	1,559.9	0.73	221.1	173.3	0.78
-	その他	(農地還元等)(し尿) <b>(E)</b>	千人	2.0	0.9	0.45	_	-	-	_	_	-	-	_	_
	(A~E)	から排出される雑排水分	千人	(412.9)	(305.9)	0.74	7,241.2	5,353.3	0.74	1,138.0	856.5	0.75	151.7	122.3	0.81
		生活系 計	千人	3,728.5	3,751.3	1.01	18,530.6	16,347.4	0.88	16,970.6	15,983.6	0.94	1,273.5	1,148.0	0.90
	下水処理	里場(産業系)	m³/日	147,006	170,097	1.16	1,525.0	1,732.5	1.14	2,067.0	2,358.7	1.14	121.1	133.8	1.10
	指定地:	域内事業場	m³/日	382,237	364,335	0.95	3,976.7	3,658.9	0.92	4,630.0	3,994.9	0.86	104.1	98.4	0.95
産業系	小規模	事業場	m³/日	26,756	28,007	1.05	2,162.0	2,119.8	0.98	409.0	378.6	0.93	80.0	86.3	1.08
	未規制	事業場	m³/日	20,311	18,216	0.90	2,033.0	1,822.1	0.90	206.0	177.5	0.86	32.3	22.4	0.69
		産業系 計	m³/日	576,310	580,655	1.01	9,696.7	9,333.3	0.96	7,312.0	6,909.7	0.94	337.5	340.9	1.01
	下水処	理場(畜産系)	m³/日	0	0	-	0.0	0.0	_	0.0	0.0	-	0.0	0.0	_
	下水処	下水処理場(その他)		219,251	199,273	0.91	981.6	899.2	0.92	1,334.0	1,169.6	0.88	82.6	79.1	0.96
		牛	十頭	1,496	1,068	0.71	356.8	254.7	0.71	216.9	154.9	0.71	36.7	26.2	0.71
	畜舎	馬	十頭	9	7	0.78	1.4	1.1	0.79	0.5	0.4	0.80	0.1	0.1	1.00
		豚	十頭	4,610	5,172	1.12	275.7	309.3	1.12	177.0	198.6	1.12	34.5	38.7	1.12
そ		山林	ha	56,117	54,378	0.97	140.3	135.9	0.97	1,066.2	1,033.2		28.1	27.2	0.97
の他		水田	ha	19,232	18,328	0.95	336.6	320.7	0.95	1,461.6	1,392.9	0.95	19.2	18.3	0.95
系	土 地 系	畑·果樹園	ha	12,727	12,160	0.96	127.3	121.6	0.96	967.3	924.2	0.96	12.7	12.2	0.96
		その他の土地	ha	101,978	105,188	1.03	1,019.8	1,051.9	1.03	1,937.6	1,998.6	1.03	51.0	52.6	1.03
		小計	ha	190,054	190,054	1.00	1,624.0	1,630.1	1.00	5,432.7	5,348.9	0.98	111.0	110.3	0.99
		廃棄物最終処分地	ha	117	117	1.00	23.0	23.0	1.00	14.5	14.5	1.00	0.3	0.3	1.00
		養殖漁業	トン/年	99	99	1.00	_		_	45.0	45.0		14.3	14.3	1.00
		その他系 計					3,263	3,117	0.96	7,221	6,932	0.96	280	269	0.96
		숨 計					31,490		0.91	31,503	29,825	0.95	1,891	1,758	0.93

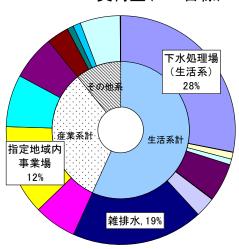
※端数の処理により合計が合わないところがあります。

#### 2 汚濁負荷量の構成比

#### COD負荷量(H26実績)



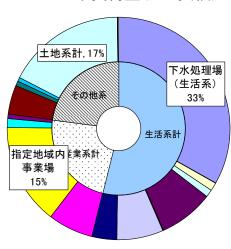
#### COD負荷量(H31目標)



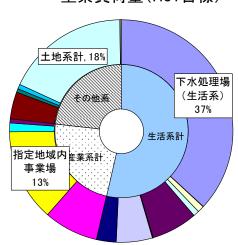
#### □下水処理場(生活系)

- ■し尿処理場
- □合併浄化(501人以上)
- 口合併浄化槽(201~500人以上)
- ■合併浄化槽(200人以下)
- ■単独浄化槽(501人以上)
- ■単独浄化槽(201~500人)
- □単独浄化槽(200人以下)
- ■雑排水
- ■下水処理場(産業系)
- □指定地域内事業場
- □小規模事業場
- ■未規制事業場
- ■下水処理場(その他)
- ■牛
- ■馬
- ■豚
- □土地系計
- □廃棄物最終処分地
- □養殖漁業

### 窒素負荷量(H26実績)



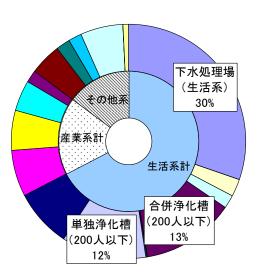
#### 窒素負荷量(H31目標)



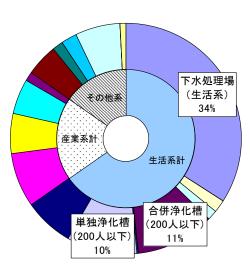
#### □下水処理場(生活系)

- ■し尿処理場
- □合併浄化(501人以上)
- 口合併浄化槽(201~500人以上)
- ■合併浄化槽(200人以下)
- ■単独浄化槽(501人以上)
- ■単独浄化槽(201~500人)
- □単独浄化槽(200人以下)
- ■雑排水
- □下水処理場(産業系)
  □指定地域内事業場
- □小規模事業場
- ■未規制事業場
- ■下水処理場(その他)
- ■牛
- ■用
- ■版
- □廃棄物最終処分地
- □養殖漁業

## りん負荷量(H26実績)



#### りん負荷量(H31目標)



- ■下水処理場(生活系)
- ■し尿処理場
- □合併浄化(501人以上)
- 口合併浄化槽(201~500人以上)
- ■合併浄化槽(200人以下)
- ■単独浄化槽(501人以上)
- ■単独浄化槽(201~500人)
- □単独浄化槽(200人以下)
- ■雑排水
- ■下水処理場(産業系)
- □指定地域内事業場
- □小規模事業場
- ■未規制事業場
- ■下水処理場(その他)
- ■牛
- ■馬
- ■豚
- □十地系計
- □廃棄物最終処分地
- □養殖漁業

# 3 汚濁負荷削減に資する県及び市町事業 (H27~H31)

区分	計画(見出し)	対象	施策	県	市町
生活排水	2-1 (1)	下水処理場	下水道整備の推進、接続の推進	•	•
			下水処理場の高度処理化		•
	2-1 (2)	単独浄化槽	合併処理浄化槽設置の推進	•	•
		合併浄化槽	高度処理型合併処理浄化槽設置の推進	•	•
		単独浄化槽・合併浄化槽	高度処理型合併処理浄化槽への転換	•	•
			維持管理の徹底(法定検査の受検促進等)	•	•
		農業集落排水	農業集落排水施設の整備		•
		し尿処理場	施設の適正管理		•
	2-1 (3)	生活雑排水	生活排水対策重点地域の指定		•
			生活排水対策推進員の任命		•
産業排水	2-2 (1)	指定地域内事業場	総量規制基準の設定・遵守	•	•
			水質汚濁防止法等による排水規制	•	•
			公害防止協定の締結	•	•
	2-2 (2)	小規模事業場等	水質汚濁防止法による排水規制		•
			環境保全条例等による排水規制・指導		
		(廃棄物最終処分場)	(廃棄物処理施設の維持管理の徹底)		•
その他	2-3 (1)	水田、畑・果樹園	施肥の適正化	•	
	2-3 (2)	畜舍	家畜排せつ物の適正処理の促進		
	2-3 (3)	<u></u> 魚類養殖	養殖施設の汚濁負荷削減		
その他汚濁	3 (1)		(給餌の適正化等) 干潟の保全・再生		_
負荷量の総量の削減に			ノリ養殖、アサリ漁業、その他漁業の推進	•	•
関し必要な			河川の浄化施設整備・維持管理		•
事項	3 (3) )		河川への浄化用水の導入	•	•
	2 (2) (			•	•
	3 (3) イ		河川の底質の改善(汚泥の除去等)	•	•
			河川清掃	•	•
			底質改善対策(海域)	•	•
			海岸・海域清掃 (廃棄物の除去、アオサ回収等)	•	•
	3 (3) ウ		窪地の埋戻し(海域)	•	
	3 (4)		河川の流量確保及び水辺環境の保全	•	
			多自然川づくりの整備		•
			雨水浸透施設等の設置・促進		•
	3 (5)		監視体制の整備		
	3 (6)		環境学習、啓発の推進、情報発信等	•	•
	3 (7)		調査研究の推進		•
	3 (8)		中小企業への助成措置	•	
	3 (9)		環境影響評価の実施	•	•
	3 (10)		「行政機関、NPO等の環境活動支援連携	•	•
	5 (10)		□ 夾成肉、װ ♥サ٧㎏炊灯到又顶足防	•	•